

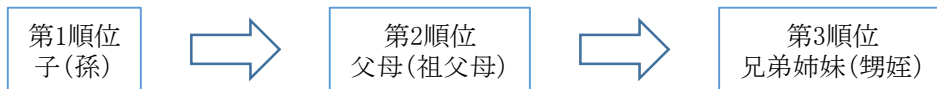


今月のテーマ 相続税額の2割加算について

相続が発生した場合、被相続人の財産について算出された相続税額を相続人が納めることになります。あまり知られてはいませんが、相続人が被相続人からみてどのような血縁関係にある者かによって納める相続税額が2割増しになります。今回は相続税の2割加算についてご紹介いたします。

1. 相続順位

制度の説明の前に、被相続人の財産を相続することができる順位について説明します。相続順位は下図のようになります。すなわち被相続人に子(孫)がある場合、第2順位以下の人が相続人となることはありません。被相続人に子(孫)がいない場合、第2順位の父母(祖父母)が相続人となります。第1順位と第2順位に該当する人が誰もいない場合にはじめて第3順位の兄弟姉妹(甥姪)が相続人になります。なお、被相続人の配偶者が存命である場合、配偶者は下図の順位に関係なく必ず相続人となります。



2. 相続税の2割加算

(1) 制度の内容

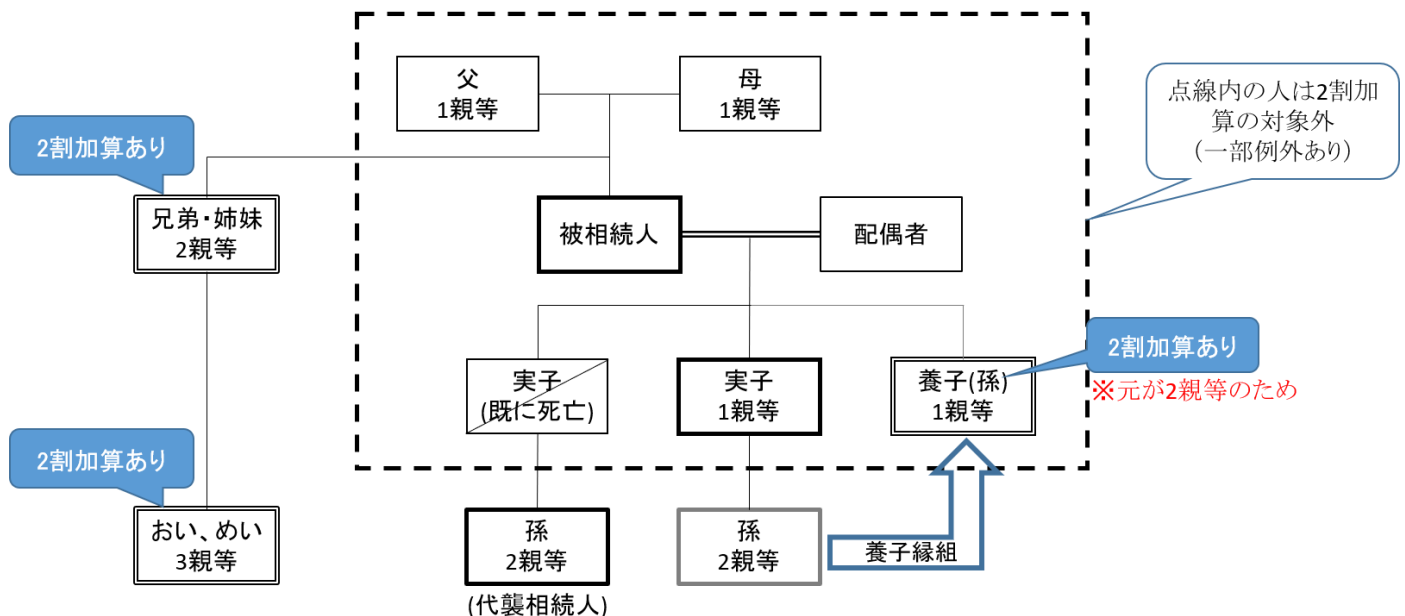
相続又は遺贈、相続時精算課税に係る贈与(以下、相続等といいます)により財産を取得した一定の人は、その人が納めるべき相続税額にその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額を納付することになります。

(2) 2割加算の対象者

上記(1)の対象となる相続人については国税庁のHPに分かりやすい図が掲載されています。

○ 相続税額の2割加算の対象となる人(国税庁HPより一部加工)

○ 配偶者・1親等の血族(原則として、2割加算の対象とならない)



図中の代襲相続人とは、本来相続人になるべき人が被相続人の死亡よりも前に死亡していたり、欠格や廃除によって相続権を失った場合に、その人の代わりに相続人となる人のことを指します。

また図には記載されていませんが、遺言等により被相続人の財産を取得することとなった血縁者ではない人も2割加算の対象者に該当することになります。